

小学校休業等対応助成金の拡充の概要

	内容	
小学校休業等対応助成金の概要	新型コロナウイルスの感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業等（注1）した場合に、その小学校等（注2）に通う子の保護者である労働者の求職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準上の年次有給休暇とは別途（注3）、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金	
拡充の主な概要	令和2年2月27日から <u>9月30日</u> まで休暇取得の対象期間を延長し、 <u>令和2年4月1日以降に取得した休暇の1日あたり上限額を8,330円から15,000円に引き上げ</u> 。	
	従来の小学校休業等対応助成金	令和2年度第二次補正予算等に伴う拡充
対象となる事業主	下記の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、 <u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）</u> を取得させた事業主 ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども（注4） ②新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休む必要がある子ども（注5）	
対象となる労働者	非正規雇用を含めた雇用者	同左
対象となる休暇取得期間	令和2年2月27日～3月31日の間	令和2年2月27日～ <u>9月30日</u> の間
助成率	休暇中に支払った賃金相当額（注6）×10/10	休暇中に支払った賃金相当額（注6）×10/10
助成上限額	8,330円	<u>15,000円（4月1日以降の休暇取得分）</u> 8,330円 <u>（3月31日以前の休暇取得分）</u>

（注1）新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となる（なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外）。以下同じ。

（注2）小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等をいう。以下同じ。

（注3）就業規則等が整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となる。

（注4）学校の場合は授業日に取得した休暇、その他の施設の場合は本来施設が利用可能な日に取得した休暇が対象となる。

（注5）授業日であるかに関わらず、その子どもの世話をするために取得した休暇が対象となる。

（注6）年次有給休暇を取得した場合に、支払う賃金の全額を支払う必要がある。